毎週月.水. 金曜日発行

# 富山県報物

号 外(19)

目

次

訓令

○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

1

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

# 富山県訓令第17号

本 庁

出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程(昭和62年富山県訓令第3号)の一部を次のように改正する。第4条第1項第3号中「こと」の次に「(副知事の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第5号中「、規則」を「及び規則」に改め、「及び訓令」を削り、「こと(」の次に「条例の改正にあつては副知事の専決事項に係るものを、」を加え、同項第10号中「及び附属機関」を削り、同項第12号中「係長」を「課長」に改め、「(主任及び主任普及指導員を除く。)」を削り、同項第13号及び第14号を削り、同項第15号中「及び行政代執行」を削り、同号を同項第13号とし、同項中第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、同項第18号中「及び町村の都市計画の決定又は変更に係る同意」を削り、同号を同項第16号とし、同項中第19号を第17号とし、第20号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、同項第25号エを削り、同号オ(ア)中「5億円」を「10億円」に改め、同号オ(イ)中「2億円」を「5億円」に改め、同号オ(ウ)中「7,000万円」を「2億円」に改め、同号中オをエとし、カからクまでをオから

キまでとし、ケを削り、コをクとし、サをケとし、シをコとし、同条第2項中「前項第25号イ、オ又はカ」を「前項第23号イ、エ又はオ」に、「部局長等」を「副知事及び部局長」に改め、「並びに危機管理監」を削り、「第13条第4項及び第5項並びに第14条第1項において」を「以下」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(副知事の専決事項)

### 第4条の2 副知事は、おおむね次に掲げる事項の専決をする。

- (1) 条例の改正(法令等の改正による必然的なものに限る。)及び訓令の制定又は改廃(改正にあつては、軽易な事項に係るものを除く。)に関すること。
- (2) 本庁の部長相当職以上の職員の旅行命令及びその復命の受理並びに休暇、欠勤その他服務に関すること(本庁の部長相当職の職員に係る旅行命令及び休暇にあつては、5日以上のものに限る。)。
- (3) 本庁の部長相当職の職員の管理職員特別勤務手当の支給に関すること。
- (4) 行政代執行に関すること。
- (5) 次に掲げる事項の支出負担行為に関すること(法令に基づく事項に係るものであつて、法令等で対象事業、支出金額等の基準が定められており、その決定に関し裁量性がないものを除く。)。
  - ア 1件 4,000万円以上(随意契約によるものにあつては、1件 1,000万円以上)の備品購入費
  - イ 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に係る負担金、補助及び交付金(直轄事業費負担金並びに債務負担行為に基づく元利償還金補助金及び利子補給金に係るものを除く。)
    - (ア) 公共事業等 1件5億円以上10億円未満(債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが副知事の専決を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、支出金額及び内容が予算の編成時と同一であるものを除く。)
    - (イ) 国庫補助事業 (ア)に該当するものを除く。) 1件2億円以上5億円未満(債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが副知事の専決を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、支出金額及び内容が予算の編成時と同一であるものを除く。)

- (ウ) 県単独事業 (ア)に該当するものを除く。) 1件1億円以上2億円未満 (債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが 副知事の専決を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、支 出金額及び内容が予算の編成時と同一であるものを除く。)
- ウ 投資及び出資金(企業会計(富山県病院事業会計、富山県流域下水道事業会計、富山県電気事業会計、富山県水道事業会計、富山県工業用水道事業会計及び富山県地域開発事業会計をいう。以下同じ。)に係るものにあつては、1件1億円以上)

第5条第1項中「(本庁の局長及び部長をいう。以下同じ。)」を削り、「課長をいう」及び「課長補佐をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。第8条中「第5条」を「第4条の2、第5条」に改める。

第12条第1項中「副知事」を「当該事案を担任する副知事(共管する事案にあつては、当該事案を共管する全ての副知事)」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を削る。

第13条第1項中「(消防課及び防災・危機管理課の所掌に属する事務に関係のあるものについては、危機管理監)」を削り、同条第2項中「総合政策局長」を「知事政策局長」に改め、同条第4項及び第5項中「部局長等」を「部局長」に改める。第14条第1項中「部局長等」を「部局長」に改め、「(消防課及び防災・危機管理課相互間に係るものについては、危機管理監)」を削る。

別表第1の1の表部局長専決事項の欄中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、同欄第19号キ(ウ)及び(エ)中「決裁」を「決裁又は副知事の専決」に改め、同号キ(オ)中「7,000万円」を「1億円」に、「決裁」を「決裁又は副知事の専決」に改め、同号中タをチとし、シからソまでをスからタまでとし、同号サの次に次のように加え、同号を同欄第20号とする。

シ 1件1億円未満の投資及び出資金(企業会計に係るものに限る。)

別表第1の1の表部局長専決事項の欄中第18号を第19号とし、第1号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

(1) 附属機関の委員の任命に関すること。

別表第2の1の表総合政策局の項を次のように改める。

知事政	成長戦		首都圏本部
策局	略室		次に掲げる事項の
			支出負担行為及び支
			出命令に関すること。
			ア 1件50万円未
			満の諸費
			イ 1件 500万円
			未満の負担金、
			補助及び交付金
	秘書課	(1) 叙位及び死亡	
		者叙勲の上申に	
		関すること。	
		(2) 紺綬褒章の上	
		申に関すること。	

別表第2の1の表総合政策局の項の次に次のように加える。

危機管	消防課	(1) 消防法による移	(1) 消防組織法に	
理局		送取扱所に係る命	よる消防機械器	
		令に関すること。	具等の性能試験	
		(2) 高圧ガスの製造	に関すること。	
		及び貯蔵の許可並	(2) 移送取扱所の	
		びに技術上の基準	設置の許可及び	
		適合命令に関する	移送取扱所の位	
		こと(室課長の専	置、構造又は設	
		決事項に係るもの	備の変更の許可	
		を除く。)。	に関すること。	
		(3) 高圧ガス製造保	(3) 移送取扱所の	
		安責任者等の免状	完成検査及び位	
		返納命令に関する	置、構造又は設	

こと。

- (4) 高圧ガス保安統括者等の解任命令に関すること。
- (5) 高圧ガス保安法 による緊急措置命 令に関すること。
- (6) 高圧ガス指定検 査機関の指定に関 すること。
- (7) 液化石油ガス業 務主任者等の解任 命令に関すること。
- (8) 液化石油ガスの 貯蔵施設等の設置 及び充てん設備の 許可並びに技術上 の基準適合命令に 関すること。
- (9) 液化石油ガス設 備士の免状返納命 令に関すること。
- (10) 火薬類の製造及 び販売の許可に関 すること(室課長 の専決事項に係る ものを除く。)。
- (11) 火薬類の譲渡、 譲受け及び消費の

備を変更する場合の一部仮使用の承認に関すること。

- (4) 移送取扱所に 係る予防規程の 制定及び変更の 認可に関するこ と。
- (5) 消防法による 資料の提出、立 入検査等に関す ること。
- (6) 消防防災ヘリ コプターの出動 の決定に関する こと。
- (7) 高圧ガスの製造(冷凍設備によるものに限る。)及び容器特別充てんの許可に関すること。
- (8) 高圧ガスの製造及び貯蔵の変更の許可に関すること。
- (9) 高圧ガス危害 予防規程の変更

許可の取消しに関すること。

- (12) 火薬類製造保安 責任者等の免状返 納命令及び解任命 令に関すること。
- (13) 火薬類取締法に よる緊急措置命令 に関すること。
- (14) 猟銃等の製造及 び販売の許可に関 すること(室課長 の専決事項に係る ものを除く。)。
- (15) 猟銃等の製造及 び販売の一時停止 命令に関すること。
- (16) 電気工事の施行 差止め命令及び事 業停止命令に関す ること。

命令に関すること。

- (10) 高圧ガス製造 保安責任者等の 免状及び検査証 等の交付に関す ること。
- (11) 高圧ガス容器のくず化その他の処分命令に関すること。
- (12) 高圧ガス保安 法による立入検 査等に関するこ と。
- (13) 液化石油ガス の保安機関の認 定及び保安業務 の改善命令に関 すること。
- (14) 液化石油ガス 消費設備の基準 適合命令に関す ること。
- (15) 液化石油ガスの販売事業者の認定に関すること。
- (16) 液化石油ガス

の貯蔵施設等及 び充てん設備の 変更の許可に関 すること。

- (17) 液化石油ガス 設備士の免状及 び検査証等の交 付に関すること。
- (18) 液化石油ガス の保安の確保及 び取引の適正化 に関する法律に よる立入検査等 に関すること。
- (19) 火薬類の販売 (競技用紙雷管 に係るものに限 る。) の許可に 関すること。
- (20) 火薬庫の設置 の許可に関する こと。
- (21) 火薬類の製造 及び販売並びに 火薬庫の設置の 変更の許可に関 すること。
- (22) 火薬類の技術 上の基準適合命

令和3年3月31日 富山県報 8

(23) 火薬庫外にお いて火薬類を貯 蔵することので きる安全な場所

令に関すること。

の指定に関する

こと。

② 火薬類の製造 施設及び火薬庫 の完成検査に関 すること。

- (25) 火薬類の譲渡、 譲受け、消費及 び廃棄の許可 (取消しに係る ものを除く。) に関すること。
- 26) 火薬類危害予 防規程の認可及 び変更命令に関 すること。
- (27) 火薬類の保安 教育計画の認可 に関すること。
- (28) 火薬類の免状 及び検査証の交 付に関すること。
- 29 火薬類取締法 による立入検査

等に関すること。 の許可に関する

(31) 猟銃等の製造 の技術上の基準 適合命令に関す

- (32) 武器等製造法 による立入検査 等に関すること。
- (33) 電気工事士試 験の受験資格の 認定に関するこ と。
- 34 電気工事士の 免状の交付に関 すること。
- (35) 電気工事業の 業務の適正化に 関する法律(以 下「電気工事適 正化法」という。) による危険等防 止に関すること。
- (36) 電気工事適正 化法による立入

(30) 猟銃等の製造 及び販売の変更

こと。

ること。

検査等に関する こと。

別表第2の1の表観光・交通振興局の項を次のように改める。

# 生局 ームと やま推

進室

- 地方創ワンチ(1) 地域人口の急減 に対処するための 特定地域づくり事 業の推進に関する 法律(以下「特定 地域づくり事業推 進法」という。) 第3条第3項の規 定による認定に関 すること。
  - (2) 特定地域づくり 事業推進法第9条 第2項の規定によ る認定の取消しに 関すること。
  - (3) 特定地域づくり 事業推進法第12条 第1項の規定によ る報告徴収及び立 入検査に関するこ と。
  - (4) 特定地域づくり 事業推進法第13条 第1項及び第2項 の規定による適合

- (1) 特定地域づく り事業推進法第 5条第3項にお いて準用する特 定地域づくり事 業推進法第3条 第3項の規定に よる変更の認定 に関すること。
- (2) 特定地域づく り事業推進法第 6条第5項にお いて準用する特 定地域づくり事 業推進法第3条 第3項の規定に よる有効期間の 更新に関するこ と。
- (3) 特定地域づく り事業推進法第 8条の規定によ る廃止の届出の 受理に関するこ と。
- 命令及び改善命令 | (4) 地方交付税及

に関すること。

- (5) 特定地域づくり事業推進法第14条第1項の規定による事業停止命令に関すること。
- (6) 市町村の起債に 係る許可及び協議 における同意に関 すること。
- (7) 地方公共団体の 組合の設置又は組 織、事務及び規約 の変更の許可に関 すること。
- (8) 市町村に交付す べき地方交付税及 び地方特例交付金 の額の算定及び交 付に関すること。
- (9) 地方公営企業の 経営に関し、関係 市町村の申出に対 するあつせん、調 停及び勧告に関す ること。
- (10) 市町村の設立に 係る土地開発公社 の設立認可、定款

- び地方特例交付 金の算定に用い た資料の検査に 関すること。
- (5) 市町村の協議 会の設置及び機 関の共同設置又 は規約の変更等 の届出の受理に 関すること。
- (6) 2以上の市町 村にわたる固定 資産の価格等の 決定及び配分に 関すること。

変更認可及び解散 認可に関すること。 (11) 市町村の財政再 生計画の変更の協 議に基づく同意に 関すること。 総合交 空港内の工作物の 空港内で営業す 空港管理事務所 通政策設置及び土地、建物 る者の許可に関す (1) 空港の運用時間 室 等の使用の許可に関 ること(空港管理 外の空港施設の使 すること(空港管理 事務所長の専決事 用許可に関するこ 事務所長の専決事項 項に係るものを除 と。 に係るものを除く。)。 (2) 空港施設の使用 < 。 )。 届又は使用変更届 の受理に関するこ と。 (3) 空港における換 算単車輪荷重が30 トンを超える航空 機の使用許可に関 すること。 (4) 空港において爆 発物又は危険を伴 う可燃物を携帯し、 又は運搬する行為 及び裸火を使用す る行為の許可に関 すること。 (5) 空港内の工作物 の設置及び土地、

建物等の使用の許可(同一内容で更新するものに限る。) に関すること。 (6) 空港内で営業する者の許可(同一内容で更新するものに限る。) に関すること。 (7) 空港の構内営業の休廃止届の受理に関すること。 (8) 空港制限区域立入証等の交付に関すること。 (8) 空港制限区域立ス証券の交付に関すること。 (7) 空港の構内営業の株廃止届の受理に関すること。 (8) 空港制限区域立入証券のででは関すること。 ア 総合体でに関すること。 ア 総合体ででレッター 高 阿総合プール ウ 富山武道館 古 高岡武道館 オ 富山弓道場 カ 福光射撃場				
新するものに限る。) に関すること。 (6) 空港内で営業する者の許可(同一 内容で更新するものに限る。)に関すること。 (7) 空港の構内営業 の休廃止届の受理 に関すること。 (8) 空港制限区域立 入証等の交付に関すること。 (8) 空港制限区域立 入証等の交付に関すること。 ア 総合体育地設 次に掲げる県営体 育施設の利用時間の 変更に関すること。 ア 総合体育セン ター イ 高岡総合プー ル ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場				建物等の使用の許
に関すること。 (6) 空港内で営業する者の許可(同一内容で更新するものに限る。)に関すること。 (7) 空港の構内営業の休廃止届の受理に関すること。 (8) 空港制限区域立入証等の交付に関すること。 (8) 空港制ので付に関すること。  和光振 旅行業約款の許可に関すること。  本育施設 次に掲げる県営体育施設の利用時間の変更に関すること。 ア 総合体育センターイ高岡総合プールウ高岡総合プールウ高岡武道館工高岡武道館工高岡武道館オ富山弓道場				可(同一内容で更
(6) 空港内で営業する者の許可(同一内容で更新するものに限る。)に関すること。 (7) 空港の構内営業の休廃止届の受理に関すること。 (8) 空港制限区域立入証等の交付に関すること。 (8) 空港制限区域立入証等の交付に関すること。  観光版				新するものに限る。)
る者の許可(同一 内容で更新するものに限る。)に関すること。 (7) 空港の構内営業 の休廃止届の受理 に関すること。 (8) 空港制限区域立 入証等の交付に関すること。 観光振 原行業約款の許 可に関すること。 本育施設 次に掲げる県営体 育施設の利用時間の変更に関すること。 ア 総合体育セン ター イ 高岡総合プー ル ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場				に関すること。
内容で更新するものに限る。)に関すること。 (7) 空港の構内営業の休廃止届の受理に関すること。 (8) 空港制限区域立入証等の交付に関すること。  観光振 旅行業約款の許可に関すること。  本育施設 次に掲げる県営体育施設の利用時間の変更に関すること。 ア 総合体育センター イ 高岡総合プール ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場				(6) 空港内で営業す
のに限る。)に関すること。 (7) 空港の構内営業 の休廃止届の受理 に関すること。 (8) 空港制限区域立 入証等の交付に関すること。 観光振 興室  成プー ツ振興 課  (本育施設の利用時間の 変更に関すること。 ア 総合体育セン ター イ 高岡総合プー ル ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場				る者の許可(同一
すること。 (7) 空港の構内営業 の休廃止届の受理 に関すること。 (8) 空港制限区域立 入証等の交付に関 すること。  観光振 興室  スポー ツ振興 課  体育施設 次に掲げる県営体 育施設の利用時間の 変更に関すること。 ア 総合体育セン ター イ 高岡総合プー ル ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場				内容で更新するも
(7) 空港の構内営業 の休廃止届の受理 に関すること。 (8) 空港制限区域立 入証等の交付に関 すること。  観光振				のに限る。)に関
の休廃止届の受理         に関すること。         (8) 空港制限区域立入証等の交付に関すること。         和光振       旅行業約款の許可に関すること。         本育施設       次に掲げる県営体育施設の利用時間の変更に関すること。ア総合体育センターイ高岡総合プールウ富山武道館工高岡武道館工高岡武道館工高岡武道館工高岡武道館工高田武道館工高田武道館工高田武道館工高田弐道場				すること。
に関すること。 (8) 空港制限区域立 入証等の交付に関 すること。  観光振 旅行業約款の許 興室  スポー ツ振興 課  体育施設 次に掲げる県営体 育施設の利用時間の 変更に関すること。 ア 総合体育セン ター イ 高岡総合プー ル ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場				(7) 空港の構内営業
(8) 空港制限区域立 入証等の交付に関すること。 観光振 興室 可に関すること。 スポーツ振興 次に掲げる県営体 育施設の利用時間の変更に関すること。 ア 総合体育センター イ 高岡総合プール ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場				の休廃止届の受理
入証等の交付に関すること。         観光振       旅行業約款の許可に関すること。         本育施設       次に掲げる県営体育施設の利用時間の変更に関すること。ア総合体育センターイ高岡総合プールウ富山武道館工高岡武道館工高岡武道館、本富山弓道場				に関すること。
### またい				(8) 空港制限区域立
<ul> <li>観光振</li> <li>興室</li> <li>スポーツ振興</li> <li>フボークリ振興</li> <li>フボークリ振興</li> <li>ファに関すること。</li> <li>ア 総合体育センター</li> <li>イ 高岡総合プール</li> <li>ウ 富山武道館エ 高岡武道館オ 富山弓道場</li> </ul>				入証等の交付に関
興室       可に関すること。         スポーツ振興       次に掲げる県営体育施設の利用時間の変更に関すること。ア総合体育センターイ高岡総合プール・ウ富山武道館工高岡武道館工高岡武道館、オ富山弓道場				すること。
スポーツ振興 次に掲げる県営体 育施設の利用時間の変更に関すること。ア 総合体育センター イ 高岡総合プール ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場	観光振		旅行業約款の許	
ツ振興 次に掲げる県営体 育施設の利用時間の 変更に関すること。 ア 総合体育セン ター イ 高岡総合プー ル ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場	興室		可に関すること。	
課	スポー			体育施設
変更に関すること。         ア 総合体育セン         ター         イ 高岡総合プー         ル         ウ 富山武道館         エ 高岡武道館         オ 富山弓道場	ツ振興	1		次に掲げる県営体
ア 総合体育セン         ター         イ 高岡総合プー         ル         ウ 富山武道館         エ 高岡武道館         オ 富山弓道場	課			育施設の利用時間の
ター         イ 高岡総合プー         ル         ウ 富山武道館         エ 高岡武道館         オ 富山弓道場				変更に関すること。
イ 高岡総合プー ル ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場				ア 総合体育セン
ル ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場				ター
ウ 富山武道館         エ 高岡武道館         オ 富山弓道場				イ 高岡総合プー
エ 高岡武道館 オ 富山弓道場				ル
才富山弓道場				ウ 富山武道館
				工 高岡武道館
カ福光射撃場				オー富山弓道場
				力 福光射撃場

		キ スキージャン
		プ場
		ク 漕艇場
		ケ 上市カヌー競
		技場
		コ 西部体育セン
		ター

別表第2の1の表経営管理部人事課の項部局長専決事項の欄第1号中「係長」を 「課長」に改め、「(主任及び主任普及指導員を除く。)」を削り、同表中

			久旧寺兵 2 lm (。).	, , , , , , , ,
Γ	統計調	県基幹統計調査の	(1) 調査区の設定	
	査課	指定又は指定の変更	に関すること。	
		若しくは解除に関す	(2) 統計調査員の	
		ること。	任免に関するこ	
			と。	
	文書総	(1) 公益信託の引受	(1) 行政書士会の	公文書館
	務課	けの許可に関する	会則の変更の認	公文書等の記録の
		こと。	可に関すること。	閲覧、複写、貸出し
		(2) 宗教法人の規則	(2) 公益法人の財	及び出版物等への掲
		の認証に関するこ	産目録等及び移	載の承認に関するこ
		と。	行法人の公益目	と。
			的支出計画実施	
			報告書の閲覧又	
			は謄写に関する	
			こと。	
			(3) 公益信託の信	
			託の条項の変更	
			の認可に関する	
			こと。	
			(4) 宗教法人の規	
			(4) 宗教法人の規	

			則の変更の認証	
			に関すること。	
			(5) 宗教法人の過	
			料に関すること。	
を				
Γ	総務	課(1) 公益信託の引受	(1) 公益法人の財	公文書館
		けの許可に関する	産目録等及び移	公文書等の記録の
		こと。	行法人の公益目	閲覧、複写、貸出し
		(2) 宗教法人の規則	的支出計画実施	及び出版物等への掲
		の認証に関するこ	報告書の閲覧又	載の承認に関するこ
		と。	は謄写に関する	と。
			こと。	
			(2) 公益信託の信	
			託の条項の変更	
			の認可に関する	
			こと。	
			(3) 宗教法人の規	
			則の変更の認証	
			に関すること。	
			(4) 宗教法人の過	
			料に関すること。	
			(5) 行政書士会の	
			会則の変更の認	
			可に関すること。	
	統計	調 県基幹統計調査の	(1) 調査区の設定	
	查課	指定又は指定の変更	に関すること。	
		若しくは解除に関す	(2) 統計調査員の	
		ること。	任免に関するこ	

と。 学術摄(1) 公立大学法人富 (1) 公立大学法人 興課 山県立大学に係る 富山県立大学に 係る認可、承認 認可、承認及び監 督に関すること 及び監督に係る (室課長の専決事 届出の受理に関 項に係るものを除 すること。 < 。 )。 (2) 学校法人の寄 (2) 富山県奨学資金 附行為の変更の 認可に関するこ (大学院奨学資金 に限る。) の貸与 と。 者の決定及び返還 (3) 幼稚園及び各 の免除に関するこ 種学校の収容定 と。 員に係る学則の (3) 小学校、中学校、 変更の認可に関 すること。 義務教育学校及び 高等学校の収容定 (4) 専修学校の目 員に係る学則の変 的の変更の認可 更の認可に関する に関すること。 こと。 (4) 幼稚園、専修学 校及び各種学校を 設置する学校法人 の設立等の認可に 関すること。 (5) 幼稚園、専修学 校及び各種学校の 設置等の認可に関 すること(室課長

の専決事項に係る		
ものを除く。)。		ل

に、

Γ

			を除く。)
市町村	(1) 市町村の起債に	(1) 地方交付税及	
支援課	係る許可及び協議	び地方特例交付	
	における同意に関	金の算定に用い	
	すること。	た資料の検査に	
	(2) 地方公共団体の	関すること。	
	組合の設置又は組	(2) 市町村の協議	
	織、事務及び規約	会の設置及び機	
	の変更の許可に関	関の共同設置又	
	すること。	は規約の変更等	
	(3) 市町村に交付す	の届出の受理に	
	べき地方交付税及	関すること。	
	び地方特例交付金	(3) 2以上の市町	
	の額の算定及び交	村にわたる固定	
	付に関すること。	資産の価格等の	
	(4) 地方公営企業の	決定及び配分に	
	経営に関し、関係	関すること。	
	市町村の申出に対		
	するあつせん、調		
	停及び勧告に関す		
	ること。		
	(5) 市町村の設立に		
	係る土地開発公社		
	の設立認可、定款		
	変更認可及び解散		
	認可に関すること。		

を

П		i
		チャク ノ )
		を除く。)

に改め、同表生活環境文化部県民生活課の項部局長専決事項の欄中第48号を第50号とし、第1号から第47号までを2号ずつ繰り下げ、同欄に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 特定非営利活動法人に係る設立及び合併の認証、認定、特例認定並びに合併の認定に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人に係る勧告、命令及びその他の事業の停止に関すること。 別表第2の1の表生活環境文化部県民生活課の項室課長専決事項の欄中第3号を 第8号とし、第2号を第7号とし、第1号を第6号とし、同欄に第1号から第5号 までとして次の5号を加える。
  - (1) 特定非営利活動法人に係る定款の変更の認証に関すること。
  - (2) 特定非営利活動法人に係る事業の成功の不能による解散の認定に関すること。
  - (3) 解散した特定非営利活動法人に係る残余財産の譲渡の認証に関すること。
  - (4) 特定非営利活動法人に係る業務、財産状況等の報告又は検査に関すること。
  - (5) 特定非営利活動法人に係る認定の有効期間の更新に関すること。

別表第2の1の表中

Γ			る使用料の減免に関
			すること。
を			
Γ			る使用料の減免に関
			すること。
	国際課	一般旅券の交付	
		に関すること。	

に改め、同表生活環境文化部環境保全課の項部局長専決事項の欄第33号から第47号 まで及び同項室課長専決事項の欄第12号から第41号までを削り、同表厚生部厚生企 画課の項中「健康課の」を「健康対策室の」に、「健康課長」を「健康対策室長」 に改め、同表厚生部高齢福祉課、子ども支援課、障害福祉課及び健康課の項中「健 康課」を「健康対策室」に改め、

援課

- 経営支(1) 貸金業法第24条 の6の3の規定に よる措置命令に関 すること。
  - (2) 貸金業法第24条 の6の4第1項の 規定による登録の 取消し又は業務の 停止命令並びに同 条第2項の規定に よる役員の解任命 令に関すること。
  - (3) 貸金業法第24条 | (2) 貸金業法第9 の6の5第1項又 は第24条の6の6 第1項の規定によ る登録の取消しに 関すること。
  - (4) 貸金業法第24条 の6の12第2項の 規定による社内規 則の作成及び変更 の命令に関するこ と。

- (1) 貸金業法第5 条の規定による 登録、同法第6 条の規定による 登録の拒否、同 法第8条第2項 の規定による変 更の登録及び同 法第24条の6の 7の規定による 登録の抹消に関 すること。
- 条の規定による 貸金業者登録簿 の閲覧に関する こと。
- (3) 貸金業法第24 条の6の10の規 定による報告徴 収及び立入検査 に関すること。
- (4) 貸金業法第24 条の6の12第3

項又は第4項の 規定による社内 規則の作成、変 更及び廃止の承 認に関すること。 商業ま (1) 商工会連合会の (1) 商工会連合会 ちづく 設立の認可に関す の定款の変更の ること。 認可に関するこ り課 (2) 商工会の設立の と。 認可に関すること。 (2) 商工会の定款 (3) 中小企業団体中 の変更の認可に 関すること。 央会の設立の認可 に関すること。 (3) 中小企業団体 (4) 中小企業団体の 中央会の定款の 設立及び合併の認 変更の認可に関 可に関すること。 すること。 (4) 商工会議所の (5) 商店街振興組合 及び商店街振興組 定款の変更の認 合連合会の設立の 可に関すること。 認可に関すること。 (5) 中小企業団体 (6) 大規模小売店舗 の定款の変更の 認可に関するこ 立地法の規定によ る県の意見を述べ と。 ること等並びに勧 (6) 事業協同組合 告及び勧告に従わ の定める共済規 なかつた旨の公表 程又は火災共済 に関すること。 規程の変更又は 廃止に関するこ と。

	(7) 商店街振興組	
	合及び商店街振	
	興組合連合会の	
	定款の変更の認	
	可に関すること。	
	(8) 大規模小売店	
	舗立地法の規定	
	による届出、市	
	町村の意見及び	
	意見を有する者	
	の意見の公告及	
	び縦覧に関する	
	こと。	

を

課

地域産(1) 商工会連合会の(1) 商工会連合会 業支援 設立の認可に関す ること。

- (2) 商工会の設立の
- (3) 中小企業団体中 央会の設立の認可 に関すること。
- (4) 中小企業団体の 設立及び合併の認 可に関すること。
- (5) 商店街振興組合 (4) 商工会議所の 及び商店街振興組 合連合会の設立の

の定款の変更の 認可に関するこ と。

- 認可に関すること。 (2) 商工会の定款 の変更の認可に 関すること。
  - (3) 中小企業団体 中央会の定款の 変更の認可に関 すること。
  - 定款の変更の認 可に関すること。
- 認可に関すること。 (5) 中小企業団体

- (6) 大規模小売店舗 立地法の規定によ る県の意見を述べ ること等並びに勧 告及び勧告に従わ なかつた旨の公表 に関すること。
- (7) 貸金業法第24条 の6の3の規定に よる措置命令に関 すること。
- (8) 貸金業法第24条 の6の4第1項の 規定による登録の 取消し又は業務の 停止命令並びに同 条第2項の規定に よる役員の解任命 令に関すること。
- (9) 貸金業法第24条 の6の5第1項又 は第24条の6の6 第1項の規定によ る登録の取消しに 関すること。
- (10) 貸金業法第24条の6の12第2項の規定による社内規則の作成及び変更

- の定款の変更の 認可に関するこ と。
- (6) 事業協同組合 の定める共済規 程又は火災共済 規程の変更又は 廃止に関するこ と。
- (7) 商店街振興組 合及び商店街振 興組合連合会の 定款の変更の認 可に関すること。
- (8) 大規模小売店 舗立地法の規定 による届出、市 町村の意見及び 意見を有する者 の意見の公告及 び縦覧に関する こと。
- (9) 貸金業法第5 条の規定による 登録、同法第6 条の規定による 登録の拒否、同 法第8条第2項 の規定による変

-	19	)	23

の命令に関するこ	更の登録及び同	
と。	法第24条の6の	
	7の規定による	
	登録の抹消に関	
	すること。	
	(10) 貸金業法第9	
	条の規定による	
	貸金業者登録簿	
	の閲覧に関する	
	こと。	
	(11) 貸金業法第24	
	条の6の10の規	
	定による報告徴	
	収及び立入検査	
	に関すること。	
	(12) 貸金業法第24	
	条の6の12第3	
	項又は第4項の	
	規定による社内	
	規則の作成、変	
	更及び廃止の承	
	認に関すること。	

に改め、同表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第75号中「認定」の次に 「(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに 限る。)」を加え、同欄第 119号中「第30条及び第31条」を「第35条及び第36条」 に改め、同欄第 120号中「第36条」を「第41条」に改め、同表土木部建築住宅課の 項室課長専決事項の欄第40号中「第30条及び第31条」を「第35条及び第36条」に改 め、同欄第41号中「第36条」を「第41条」に改める。

別表第3の(1)の表中

Γ	知		事	副	知	事	主務部局長	経営管理部長
							(政策監の所	
							掌に属する事	
							務にあつては、	
							政策監)	
	政	策	贈	主務	部局	長	経営管理部長	

を

Γ	知	事	副	知	事	主務部局長	経営管理部長	ı
		-			-			

に、

総合政策局長	課の所掌に属 する事務	次   長	主務課長	総合政策局長 があらかじめ 指定する職員
	企画調整室の 所掌に属する 事務	企画調整室長	主務課長	総合政策局長 があらかじめ 指定する職員
	地方創生・中 山間対策室の 所掌に属する 事務	地方創生・中山間対策室長	主務課長	総合政策局長 があらかじめ 指定する職員
	その他の事務	次 長	総合政策局長 があらかじめ 指定する職員	総合政策局長 があらかじめ 指定する職員
観光・交通振 興局長	総合交通政策 室の所掌に属 する事務	総合交通政策 室長	主務課長	観光・交通振 興局長があら かじめ指定する職員
	観光振興室の 所掌に属する 事務	観光振興室長	主務課長	観光・交通振 興局長があら かじめ指定す る職員

を

知事政策局長	課の所掌に属	次	長	主	務	課	長	知事政策局長
	する事務							があらかじめ
								指定する職員

	成長戦略室の 所掌に属する 事務	成長戦略室長	主務課長	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員
	デジタル化推 進室の所掌に 属する事務	デジタル化推 進室長	主務課長	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員
	働き方改革・ 女性活躍推進 室の所掌に属 する事務	働き方改革・ 女性活躍推進 室長	主務課長	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員
	その他の事務	次 長	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員	知事政策局長 があらかじめ 指定する職員
地方創生局長	課の所掌に属 する事務	次 長	主務課長	地方創生局長 があらかじめ 指定する職員
	ワンチームと やま推進室の 所掌に属する 事務	ワンチームと やま推進室長	主務課長	地方創生局長 があらかじめ 指定する職員
	総合交通政策 室の所掌に属 する事務	総合交通政策 室長	主務課長	地方創生局長 があらかじめ 指定する職員
	観光振興室の 所掌に属する 事務	観光振興室長	主務課長	地方創生局長 があらかじめ 指定する職員

に、

部長	次長を2人以 上置く部	部長があらか じめ第1順位 者として指定 する次長	じめ第2順位	部長があらか じめ指定する 職員
	次長を1人置く部	次 長	主務室課長	連絡課長
	次長を置かな い部	主務室課長	連絡課長	L

を

部長及び危機   管理局長	次長を2人以 上置く部及び 局	部局長があら かじめ第1順 位者として指 定する次長	部局長があら かじめ第2順 位者として指 定する次長	部局長があら かじめ指定す る職員
	次長を1人置く部及び局	次 長	主務室課長	連絡課長
	次長を置かな い部及び局	主務室課長	連絡課長	J

に、

Γ	出	納	局	長		次	長	主	務3	赵 課	長	連	絡	課	長
	危	機管	き 理	監		危機管理監	迁代	主	務	課	長				
					する事務	理									

を

Γ	出	納	局	長		次	長	主系	务室	課	長	連	絡	課	長	
---	---	---	---	---	--	---	---	----	----	---	---	---	---	---	---	--

に改める。

別表第3の(2)の表中「総合政策局」を「知事政策局」に、

「広域消防防災	副所長	消防学校長
センター所長		

を

(危機管理局) 広域消防防災セ	副所長	消防学校長	
ンター所長			

に、「観光・交通振興局」を「地方創生局」に改める。

別表第4第4項第3号に次のように加える。

オ 負担金、補助及び交付金(第4条第1項第23号オ年に該当するものを除 く。1件1億円以上であつても、公共事業等に係る1件5億円未満のもの、 国庫補助事業に係る1件2億円未満のもの、直轄事業費負担金に係るもの 並びに債務負担行為に基づく元利償還金補助金、利子補給金及び債権者が 複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが知事の決裁 又は副知事の専決を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、 支出金額及び内容が予算の編成時と同一であるものにあつては、回議を省略することができる。)

カ 投資及び出資金(企業会計に係るものに限る。)

別表第4第4項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを 1号ずつ繰り上げ、同表第5項第2号中「貸付金」を「経費」に改め、同号に次の ように加える。

# ア貸付金

イ 投資及び出資金(企業会計に係るものを除く。)

別表第4第5項第4号及び第6項第4号エ中「もの」の次に「及び出先機関の長の専決事項に係るもの」を加える。

## 附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第18号の改正規定は、公表の日から施行する。

(人事課)

令和3年3月31日印刷発行

発 行 富

山 県